

※料金の記載のないものは無料

住宅・店舗等リフォーム 支援事業費補助金

▶市内の住宅および店舗のリフォーム工事（税抜30万円以上）を行う場合に、費用の一部を補助します。

補助金額：工事費の10%に相当する額
（上限：住宅10万円、店舗30万円）

申請受付開始日：7月1日☑

※予算額に達した時点で受付終了

申請方法：申請書に必要な書類添えて、商工観光課窓口へ提出。

申請書は市ホームページからダウンロードできます▶

☎商工観光課 Tel. 23-7741



補助対象要件

住宅：①市内に住民登録があり、市内の住宅に居住している人

②移住のために市外から市内へ転入する、または転入予定の人

店舗：現に市内外の実店舗などで事業を行っている小規模事業者

共通：・自己所有または賃貸借契約を行う建築物であること

・リフォーム施工業者は市内に本店がある法人、個人事業主（市内在住）であること

・すでに工事を着工しているものは補助対象外

※その他に複数の条件があります。申請の際は、必ず市ホームページで詳細をご確認ください。

くらし・手続き

夏休み期間の 学童保育申し込み



▼夏休み（終業式を含む7月20日～8月31日）の学童保育の申し込みが開始します。

預かり時間／午前8時～午後6時30分（☑）

延長保育／午前7時30分～8時、午後6時30分～7時

月額利用料

7月分…4000円

（7月20日からの場合は、日割りで4000円×8日＝32000円）

8月分…6000円

延長保育利用料

事前登録10000円／月
突発利用4000円／回

申込方法／6月1日☑～6月15日☑に、各小学校の児童クラブまたは生涯学習課へ申し込み

※申込書類は各児童クラブ・生涯学習課・市ホームページからダウンロードできます▶

※申込書類は各児童クラブ・生涯学習課・市ホームページからダウンロードできます▶

こちらから取得できます。詳細は市ホームページをご確認ください▼
☎生涯学習課
（内線1471）



令和4年度国際交流施策 推進事業補助金

▼市では、地域社会の国際化に寄与し、幅広い分野における国際交流を推進するため、関係経費の補助制度を設けています。

対象／国際交流の推進にかかわる事業を行う、市内に活動拠点を置く非営利の民間団体

補助金額／補助対象経費から事業収入を差し引いた額の50%以内で、1事業につき10万円を限度とします。

申込方法／必要書類を政策企画課窓口へ提出。申請書は窓口または市ホームページからダウンロードできます▶



※年度内事業完了が条件のため、早めの相談・申請をお願いします。

☎政策企画課
Tel. 23・7277

広告掲載欄

広告掲載欄

※※掲載している情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

くらし・手続き

申請はお済みですか?
住民税非課税世帯等
臨時特別給付金

①住民税非課税世帯

対象／令和3年12月10日時点で石岡市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は除く

申請方法

2月中旬に対象世帯に送付された確認書に記載の上、ご返送ください。

②家計急変世帯

対象／新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月～令和4年9月に家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込額が、住民税非課税相当額以下となる世帯

申請方法

令和3年1月～令和4年9月で、1か月分(給意)の収入がわかるもの(給与明細書など)をご用意く

ださい。該当するか否かは、お問い合わせまたは市ホームページをご確認ください

①・②共通

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

申請期限／9月30日

社会福祉課

Tel. 23・5569



募 集

初心者ソフトテニス教室

▼初心者を対象としたソフト

テニス教室を開催します。未経験者でも楽しみながら練習ができます。

※ラケットの貸し出しも行っていきます。

日にち／6月19・26日・7月3・10・17・24日・31日(全7回)

※予備日8月7・21日

場所／柏原野球場内テニス場

参加費／1000円(保険代込み・当日現金払い)

対象者／市内在学の小学4年生から在在勤の一般成人

定員／50人

申込方法／6月3日(金)～15日(木)に石岡運動公園体育館、八郷総合運動公園(どちらも月曜休館)またはスポーツ振興課(平日のみ)で申し込み



問い合わせ先

健康増進課

「地域医療ご意見箱」にご意見をお寄せください

▶石岡市、かすみがうら市、小美玉市では、4月に改定した石岡地域医療計画の方針に沿って取り組みを進めていきます。そこで、3市の医療に関するご意見をいつでもお寄せいただける、常設のご意見フォームを作成しました。医療に関することで、不便に感じたことやご要望など、お気軽にお寄せください。

提出方法：

①電子申請による提出

ご意見受付フォーム▶



(いばらき電子申請・届出サービス)

②意見書を郵送または電子メールで送付

is-hoken@city.ishioka.lg.jp

郵送・問い合わせ先：

健康増進課地域医療対策室
(石岡市石岡一丁目1番地1)
Tel. 23-1111 (内線 7379)

広告掲載欄

広告掲載欄

くらし・手続き

募

集

講座・教室

相

談

おしらせ

健

康

イベント・催し